

広島県健康増進促進助成の概要

1. 目的

会員事業者が健康経営を促進するため、運転者の健康増進等に取り組み、運転者の健康状態を把握するためのシステムに付随した機器や事業（以下「事業等」という。）を導入した場合、その費用の一部を助成し、健康起因による事故を防止することを目的とする。

2. 主な助成要件

（1）助成対象者

公益社団法人広島県トラック協会の会員事業所

（2）助成対象

- ① 令和7年4月1日以降に、健康起因による事故を防止するために導入した、運転者の健康状態を把握するためのシステムに付随した機器の導入費用（パソコンやスマートフォンと連携して、心拍、ストレスの測定結果を蓄積できるもの）
- ② 健康経営の促進に関する事業（研修・セミナー等の実施やコンサルティング等）について、国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会及び各地方トラック協会との受託等の契約実績がある団体又は個人との講師・コンサルティング契約費用

（3）助成額

事業等の導入に要した費用（消費税抜き）の3分の1（千円未満切捨て）とし、5万円を限度とする。ただし、国等からの補助金が交付されたものに対しては、助成金を交付しない。

（4）助成方法

導入費用の精算完了後の申請とし、予算の範囲内で申請順とする。

（5）申請回数

申請は会員事業所毎に1回限りとする。

3. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月5日まで

※ 上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点までとする。

※ 本助成金は、令和5年度から令和7年度までの3年間に限って交付する。

4. 助成申請

会員事業所は所属する協会支部に申し込むこと。